

<JRタワースクエアプレミアムカード>

- ・ JRタワースクエアポイントカード会員規約
- ・ Kitacaに関する特約
- ・ 個人情報の保護に関する基本方針
- ・ 「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項

申込者は株式会社オリエントコーポレーションの「カード会員規約の概要」および「個人情報の取扱いに関する条項」、北海道旅客鉄道株式会社の「Kitacaに関する特約」および「個人情報の保護に関する基本方針」ならびに「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」に同意のうえ、本契約を申込みます。

申込者はKitacaの運営に必要な情報（カナ氏名・生年月日・性別）をオリコが北海道旅客鉄道株式会社へ提供することに同意します。

<JRタワースクエアポイントカード会員規約>

第1条【JRタワースクエアカード会員】

1. 「JRタワースクエアカード会員」とは、札幌駅総合開発株式会社（以下「当社」）の提携企業である株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」）が発行する下記クレジットカードの各会員を指します。

- (1) 「JRタワースクエアカード」
- (2) 「JRタワースクエアカード Kitaca」
- (3) 「JRタワースクエアカード iD QUICKPay」
- (4) 「JRタワースクエアカード ANA Kitaca」
- (5) 「JRタワースクエアプレミアムカード」

2. 「JRタワースクエアカード ANA Kitaca」は、全日本空輸株式会社（以下「ANA」）が運営する会員組織「ANAマイレージクラブ」の会員機能が一体となったクレジットカードです。本カード会員は「ANAマイレージクラブ」の会員資格を有した「JRタワースクエアカード会員」となります。

第2条【ポイントサービス】

JRタワースクエアカードに付与されるポイントは当社が提供を行なっているポイントサービス（以下「ポイント」）です。JRタワースクエアカード会員に対して、本規約に定めるポイントを付与いたします。

第3条【ポイントの付与】

1. 会員がJRタワー内の店舗（一部ポイント付与率の異なる店舗・施設、ポイントサービス対象外の店舗・施設除く*）をご利用の際、代金のお支払い前に、会員ご本人のカードをご提示いただきますと、当社所定のポイントを付与いたします。会員ご本人以外のご利用分についてはポイントを付与することはできません。

(1)クレジットカードとしてご利用の場合、お買上金額110円（税込）につき2ポイントを付与いたします。なお、110円に満たない端数金額は切り捨てさせていただきます。

(2)現金、各種商品券および電子マネーやQR決済（*）でご利用の場合、お買上金額110円（税込）につき1ポイントを付与いたします。なお、110円に満たない端数金額は切り捨てさせていただきます。

(3)お支払いを現金と商品券、クレジットカードと現金等の併用払いでお支払いいただいた場合、各々のお支払い金額で110円に満たない端数金額は切り捨てさせていただきます、当社所定のポイントを付与いたします。

(4)各種チケット・商品券・クーポン券・たばこ・テレホンカード等の購入、送料・お直し代・駐車料金のお支払い、納税・公共料金の収納代行などについてはポイント付与対象外とさせていただきます。

2. JRタワー内にご利用のポイントとは別に、1日1回、会員ご本人のカードに限りJRタワー内に設置しておりますポイント端末機、またはJRタワーアプリにて当社所定のポイントを付与いたします。なお、JRタワーアプリでのご来店ポイント付与条件等は、「JRタワーアプリ スクエアカード連携機能 利用規約」に準ずるものとします。

3. JRタワー以外に、国内のオリコ加盟店および国内外のMastercard、VISA、JCB各加盟店でクレジットカードとしてご利用いただきますと当社所定のポイント（*）をお付けいたします。

*「ポイント付与率の異なる店舗・施設・ポイントサービス対象外の店舗・施設」、「ポイント対象となる電子マネーやQR決済サービスの種類」および「当社所定のポイント」については、JRタワーホームページ等にて確認いただけます。

4. 「JRタワースクエアカード ANA Kitaca」会員で、「ANAマイルタイプ」を選択された場合、JRタワー内店舗をご利用の際は本条第1項に定めるポイントを付与し、JRタワー以外の国内オリコ加盟店および国内外Mastercard、VISA、JCB各加盟店でクレジットカードをご利用の場合は、オリコ所定の算出方法にてANAのマイルを付与いたします。付与されるマイル数はJRタワーホームページ等にて確認いただけます。

第4条【ポイント積立期間と交換期間】

1. ポイントの積立期間は、カードに入会された月を基準にその月から1年とします。
2. ポイントの交換期間は、ポイント積立期間とそれに続く1年間とします。ただし、積立期間が終了し、交換期間にあるポイントは、次期の積立期間に発行されたポイントと合算してJRタワースクエアお買物券（以下「お買物券」）と交換できます。
3. 本条第2項に定めるポイントの交換期間内にお買物券と交換されなかったポイントは消滅するものとします。
4. 複数枚のカードのポイントを合算することはできません。

第5条【ポイントからお買物券への交換】

1. 500ポイント以上積立てられたポイントは、500ポイント、1,000ポイント、5,000ポイン

トを単位として第4条第2項に定める交換期間内にそれぞれ「500円券」「1,000円券」「5,000円券」のお買物券として交換いただけます。

2. お買物券の交換はJRタワースクエアカード会員ご本人がカードを持参の上、JRタワー内のポイント端末機で行います。

第6条【ポイントとANAのマイル相互交換】

1. 「JRタワースクエアカード ANA Kitaca」会員に限り、第4条第2項に定める交換期間内に、会員ご本人のポイント会員ご本人が登録しているANAマイレージクラブのマイルへ交換いただけます。マイルへの交換は会員ご本人が以下の方法で申請を行うことができます。

(1) JRタワー内のパセオおよび札幌ステラプレイスの各カードサービスカウンターでの交換申請

「JRタワースクエアカード ANA Kitaca」会員ご本人がご来店いただき、店頭で交換申請を行うことができます。

なお、交換申請時には、ご本人確認できる書類のご提示が必要となる場合がございます。

(2) JRタワーホームページでの交換申請

交換レート、交換スケジュールはJRタワーホームページ等において確認いただけます。

2. 「JRタワースクエアカード」「JRタワースクエアカード Kitaca」「JRタワースクエアカード iD QUICKPay」各会員であり且つ会員ご本人がANAマイレージクラブ会員に登録していること、または、「JRタワースクエアカード ANA Kitaca」会員ご本人であることを条件として、会員ご本人が保有しているANAのマイルを、会員ご本人のJRタワースクエアカードのポイントへと交換いただけます。ポイントへの交換は会員ご本人が以下の方法で申請を行うことができます。

・ANAのホームページ「ANA SKY WEB (<https://www.ana.co.jp>)」の交換申請

会員ご本人以外のJRタワースクエアカード会員に対してのポイント交換を行うことは出来ません。

交換レート、交換スケジュールはANAのホームページ、JRタワーホームページ等で確認いただけます。

第7条【お買物券のご使用およびご利用期限】

1. JRタワー内の店舗及び別途JRタワーが定める店舗でご利用いただけます。

2. 「JRタワースクエアカード ANA Kitaca」会員に限り、第6条第1項に定める方法で、お買物券をANAのマイルに交換いただけます。

3. お買物券ご利用の際は釣銭をお渡しできません。

4. お買物券のご利用期限は、発行日から90日間となります。

5. お買物券は電子マネーとの併用払いはできません。

6. お買物券はギフト券類のご購入にはご利用できません。

7. お買物券の紛失・盗難等に対して当社はその責を負いません。

8. お買物券は紛失・盗難・汚損・破損・ご利用有効期限経過等の場合ご利用いただけませ

ん。またこの場合でも再発行はいたしません。

9. 汚損・破損・分断及び訂正・加筆されたお買物券は、無効とさせていただく場合がございます。

第8条【返品時のポイント処理】

1. JRタワースクエアカード会員は、商品の返品をされる場合もカードを提示するものとしてします。
2. 商品の返品をされた場合は、既に付与されたポイントは減算いたします。
3. お買物券の交換後に返品され、ポイント残高不足等で減算ができない場合は、お買物券の回収または相当額の返金をご請求させていただきます。

第9条【カードの紛失・盗難、ポイント端末機の操作ミス時のポイント】

JRタワースクエアカード会員によるカードの紛失、盗難またはポイント端末機の操作ミス等の過失行為により、第三者が不正にポイントの交換を行った場合、これにより減算されたポイントは、会員の負担とさせていただきます。

第10条【ポイントの消滅】

ポイントは、次に挙げる事由に該当したとき消滅するものとします。

1. 入会申込書に虚偽の記述が認められた場合。
2. 商品の返品をする際に、カードを故意に提示しないと認められた場合。
3. JRタワースクエアカード会員資格（オリコカード会員資格）を喪失したとき。
4. 本規約またはオリコクレジットカード会員規約に違反したとき。

第11条【規約の変更他】

1. 当社は、法令に定める範囲で、会員規約を変更できるものとします。当該変更は、あらかじめJRタワーホームページ等で告知するものとします。なお、会員規約の変更について告知した後、以下のいずれかに該当する場合、会員は、変更内容を承認したものとみなすものとします。

(1) 会員が、第3条、第5条または第6条の定めに基づき、JRタワースクエアカードのポイントサービスを利用した場合

(2) 変更の告知から60日以内に退会の申し出がなかった場合

2. 会員規約の変更後は、変更後の内容のみ有効となります。

本規約及びJRタワースクエアポイントシステム等に関するお問い合わせ窓口等は以下のとおりとなります。

お問い合わせ先

<ポイントサービスに関するお問い合わせ窓口>

札幌ステラプレイス5F / JRタワースクエア カードサービスカウンター

住所 札幌市中央区北5条西2丁目5番地

電話番号 011-209-5000

< JRタワースクエアカードに関するお問い合わせ窓口 >

株式会社オリエントコーポレーション／東日本クレジットセンター札幌オフィス

住所 札幌市中央区北5条西2丁目5番地 JRタワーオフィスプラザさっぽろ10F

電話 011-214-5533

受付時間 9:30~17:30(土・日、祝日定休)

Kitacaに関する特約

第1条 (目的)

本特約は、北海道旅客鉄道株式会社（以下「JR北海道」という）、札幌駅総合開発株式会社、及び株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」という）の三社（以下「三社」という）が提携して発行する「JRタワースクエアカードKitaca」（以下「本カード」という）を情報記録媒体としたJR北海道所定の乗車券（以下「ICカード乗車券」という）において、会員に提供するサービスの内容と、会員がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。尚、本特約について特に定めのないものは、クレジットカード会員規約（以下「会員規約」という）又はJRタワースクエアカードポイント規約によるものとします。

第2条 (会員と本カードの貸与)

- 1.会員とは、三社に対し会員規約等に付随する各種規定、特約及び本特約を承認の上、入会申込みをした個人のうち、適格と認めた方をいいます。
- 2.本カードの所有権はオリコに帰属します。本カードに印字された会員本人以外は利用できません。

第3条 (適用範囲)

- 1.本特約は、会員規約に対する特約であり、会員規約と異なる条項については本特約を優先することとします。
- 2.会員がICカード乗車券を利用する場合は、北海道旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成20年10月北海道旅客鉄道株式会社公告第16号。以下「ICカード取扱規則」という）による記名ICカード乗車券として取扱います。
- 3.会員は本カードを、ICカード取扱規則によるKitaca定期乗車券としては利用できないものとします。
- 4.ICカード乗車券の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、ICカード取扱規則及び北海道旅客鉄道株式会社Kitaca電子マネー取扱規則（平成21年2月北海道旅客鉄道株式会社公告第38号。以下「電子マネー取扱規則」という）の定めるところによります。ICカード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」とそれぞれ読替えることとします。又、電子マネー取扱規則による場合、「Kitaca電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会

員」とそれぞれ読替えることとします。

第4条（用語の定義）

1.本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げる通りとします。

- (1)「SF」とは、JR北海道が相当な対価を得てICカード乗車券に記録した金銭的価値をいいます。
- (2)「チャージ」とは、JR北海道の定める方法でICカード乗車券にSFを積み増しすることをいいます。
- (3)「利用停止通知書」とは、取扱駅で利用者の申出に基づき本カードに登録されたICカード乗車券の使用停止措置を行う場合に、JR北海道が別途定める内容において出力される帳票をいいます。

2.この特約に定めのない用語の定義については、ICカード取扱規則及び電子マネー取扱規則に定めるところによるものとします。

第5条（デポジット）

本カードについては、デポジットに関するICカード取扱規則の定めは適用しないものとします。

第6条（制限事項）

本カードの有効期限を越えてICカード乗車券として使用することはできません。この場合、会員は第8条の規定によりSF残額の払いもどしを請求することができます。

第7条（SF残額の確認）

会員は、ICカード取扱規則第13条に定める機器により、本カードのSF残額を確認することができます。

第8条（SFの払いもどし）

1.会員が、会員規約に定める本カードの脱会等及び本特約第10条、第11条、その他JR北海道又はオリコが認めた事由に該当した場合、会員はSF残額の払いもどしを請求することができます。JR北海道はかかる請求を受けた場合、JR北海道所定の払いもどしをするものとし、本カード1枚につき手数料としてICカード取扱規則第15条に定める金額（残額が当該手数料に満たない場合はその額）を収受します。尚、代理人が払いもどしを請求することはできません。

(1)会員は、SF残高の払いもどしを請求する場合は、オリコへ申出、併せてJR北海道の取扱駅へ申出るものとします。

(2)会員は取扱駅にSF残高の払いもどしを請求する場合、別に定める「Kitaca紛失/障害再発行・払いもどし申込書」を提出し、併せてJR北海道が指定した公的証明書を提示するものとします。

2.本カードの有効期限切れ等がかつSF残額がある場合には、会員は速やかにSF残額の払いもどしをJR北海道に請求することとします。この場合、前項により、JR北海道所定の払いもどしを行います。

第9条（再発行時の取扱い）

1. 会員は、本カードを盗難、紛失、汚損し、その他これに準ずるものとして会員規約に定める事由（以下「紛失・障害等」という）に該当した場合、又、氏名変更等を行った場合、ICカード取扱規則第16条及び第18条の規定にかかわらず、本カードの再発行を申請することができるものとします。

(1) 会員は、紛失・障害等に該当し、又、氏名変更等を行った場合、会員規約の定めにより、オリコへ申出、併せてJR北海道の取扱駅へ申出るものとします。

(2) 会員は取扱駅に申出る際、別に定める「Kitaca紛失/障害再発行・払いもどし申込書」を提出し、併せてJR北海道が指定した公的証明書を提示するものとします。これにより取扱駅は、Kitacaの使用停止措置を行い、会員に「利用停止通知書」を交付します。

(3) 会員が第1号の定めにかかわらず、取扱駅に申出ずにオリコにのみ申出した場合には、JR北海道は、第2号にかかわらずオリコより当該会員の再発行の申出を受けた情報を受領した時点で当該本カードのKitacaに関する機能に対する第1号の再発行申出があったものとみなしてICカード乗車券の使用停止措置を行うものとします。尚、この使用停止措置に伴って利用者に生じる不利益、損害等についてJR北海道は責任を負わないものとします。

(4) JR北海道は、紛失・障害等に該当した本カードの使用停止措置が完了した時点におけるKitacaに関する機能にかかわる情報に基づき本カードの再発行処理を行います。本カードは所定の方法により利用者に交付します。

2. JR北海道又はオリコが別途認めた場合は、本条の定めにかかわらず再発行を行うことがあります。

第10条（カードが無効となる場合等）

1. 次の各号に該当する場合、JR北海道はICカード乗車券を無効とし、会員資格の喪失、本カードの回収等の処置をとることがあります。又、会員は下記各号により本カードが無効となった場合は、オリコへ申出るものとします。

(1) ICカード取扱規則第29条又は第31条に該当した場合。

(2) 電子マネー取扱規則第6条第1号に該当した場合。

(3) 会員のICカード乗車券の利用が会員規約等又は本特約の規定に違反した場合、あるいは違反するおそれがある場合。

2. JR北海道又はオリコは、会員が前項以外の事由により脱会、会員資格の喪失及び本カードの利用停止・返却の適用を受けた場合には本カードを無効とします。

3. 本カード及びICカード乗車券の一方における無効の効力は、他方に対しても同様に及ぶものとします。この場合、会員は、SF残額を精算の上、本カードの取扱いについては、会員規約に従うものとします。

第11条（更新カード発行時の取扱い）

会員は、有効期限を更新した新しい本カードが送付された場合で従前の本カードにICカード乗車券の情報がある場合、本特約第8条によるSF残額の払いもどしを請求することができます。

るものとしします。

第12条（脱会の手続き）

会員が本カードを任意に脱会する場合は、会員規約の定めにより、オリコへ申出、併せてJR北海道の取扱駅へ申出るものとしします。尚、JR北海道又はオリコが認めた場合は、この限りではありません。

第13条（免責事項）

1.本カードを紛失し又は盗難にあった場合等に、本カードの使用停止措置が完了するまでの間に他人によるICカード乗車券の使用等（払いもどしを含みます。）があった場合、三社はそれらを補償する責めを負いません。

2.ICカード乗車券の機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、三社はその責めを負いません。

3.払いもどし、再発行時の取扱い、脱会等、会員がオリコ及びJR北海道の取扱駅への申出を怠った場合に生じた不利益、損害については、三社はその責めを負いません。

第14条（特約の変更）

本特約は事前に会員に通知することなく変更できるものとしします。当該変更は別に定める方法により、予め会員にその旨を告知します。

北海道旅客鉄道株式会社

札幌駅総合開発株式会社

株式会社オリエントコーポレーション

個人情報保護に関する基本方針

1.基本方針

北海道旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）は、個人情報に関する法令及び社内規程等を順守し、当社で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行います。

2.個人情報の取扱いについて

(1)個人情報の取得

個人情報の取得にあたっては利用目的をできる限り特定し、必要な範囲の個人情報を取得させていただきます。

(2)個人情報の適切な利用、提供、委託

個人情報を利用目的の範囲内で利用いたします。

お客さまからあらかじめ同意を得ている場合、法令等で定めがある場合、お客さまの生命、財産等の重要な利益を保護するために必要な場合を除き、目的外の利用や第三者への提供をいたしません。

また、委託先へ提供する場合は、選任、指導、監督を適正に行い、当社と機密保持契約を結んだ協力企業以外の第三者に開示することはありません。

(3) 適正な管理

個人情報を取り扱う業務ごとに管理責任者を配置し、適正な管理を行います。
個人情報に関する規程・マニュアル等を整備し、社内に周知・徹底いたします。

(4) 開示・削除・訂正等（照会・修正等）

お客さまが、ご自身の個人情報について開示・削除・訂正等（照会・修正等）を希望される場合は、合理的な期間及び範囲内で対応させていただきます。

(5) その他

当社の各事業別の個人情報の取扱いについては、本方針による他、必要に応じて各事業別に定めることがあります。

本基本方針は、当社のホームページ(URL <http://www.jrhokkaido.co.jp/>)に掲載することなどにより、いつでも閲覧可能な状態といたします。

「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、以下の事項を公表いたします。

1. 個人情報取扱事業者の名称

北海道旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）

2. 利用目的

当社が取得（受託による取得を含む）する個人情報と、当社が保有する保有個人データの利用目的は、次のとおりです。

個人情報の利用目的

- ・お客さまがお申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲で利用するため
- ・予約制・記名制の商品・サービスの提供にあたり、確実にご本人さまに商品・サービスを提供するため
- ・ご契約者さまを特定するため
- ・各種会員制サービスの運営のため
- ・決済のため
- ・景品、謝礼などをお送りするため
- ・当社※1およびJR北海道グループ各社※2の経営する各種事業に関連するご案内を差し上げるため
- ・統計資料作成など、当社およびJR北海道グループ各社の商品・サービスの改善のため
- ・採用志望者の選考のため、および当社の就職情報の提供のため
- ・その他、必要に応じて連絡を行うため
- ・他旅行会社、他運輸機関、他宿泊施設、他観光施設、通信事業者、保険会社等からの受託業務（代理店業務等）の遂行のため

※1

当社は、旅客（荷物を含む）運送事業、旅行業、旅館業、観光事業、興行・入園・食事等チケット販売事業、不動産・施設管理・広告事業、車内販売・直営店舗事業、通信事業者・

保険会社等の代理店事業、建設業、食品事業、病院、その他「旅とくらし」をサポートするための各種事業を経営しております。

※2

J R北海道グループ各社は、「旅とくらし」をサポートすることをテーマに、各種事業を経営しております。

○個人情報の利用目的につき事業別に別段の定めをしたときは、その定めによります。

○札幌鉄道病院における個人情報の利用目的は、病院内に掲示します。

北海道旅客鉄道株式会社